

仕様書

1 件名

令和8年度福井労働基準監督署及び福井公共職業安定所昇降機保守点検業務委託契約

2 目的

エレベーターの正常な保全確保を行うため、定期点検、消耗部品供給等の業務を行うことを目的とする。

3 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

契約締結日は令和8年4月1日とする。ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

4 履行場所

福井労働基準監督署 福井市開発1丁目121-5

福井公共職業安定所 福井市開発1丁目121-1

5 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 「保守」とは、エレベーターの清掃、注油、調整、消耗品の補充・交換等を行うことをいう。
- ② 「点検」とは、エレベーターの損傷、変形、摩耗、腐食、発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かどうかの判断を行うことをいう。以下、本件業務の一部において遠隔監視又は遠隔点検を行う場合にあっては、遠隔監視又は遠隔点検を含む。
- ③ 「フルメンテナンス契約」とは、定期的な機器・装置の保守・点検を行うことに加え、点検結果に基づく合理的な判断のもと、劣化した部品の取替えや修理等を行う契約方式をいう。
- ④ 「POG 契約」とは、「Parts・Oil・Grease」の略で、定期的な機器・装置の保守・点検のみを行う契約方式で、別紙仕様明細書において定める消耗品を除き、劣化した部品の取替えや修理等を含まないものをいう。
- ⑤ 「遠隔監視」とは、受託者の監視センター等において、通信回線を利用して當時エレベーターの異常・不具合の有無を監視すること及び、かご内に人が閉じ込められた場合に、かご内のインターфонで受託者の監視センター等と直接通話できる機能を具備し、別紙仕様明細書の表3において定める項目を監視することをいう。
- ⑥ 「遠隔点検」とは、マイコン制御方式のエレベーターにおいて、受託者の監視センター

等が通信回線を利用して行う点検をいい、別紙仕様明細書の表3において定める項目を点検するものとする。

- ⑦ 「法定検査等」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第12条第3項に基づき行われる検査及び同法第12条第4項に基づき行われる点検をいい、エレベーターの所有者又は国の機関の長等が、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機検査資格者（以下「資格者等」という。）に行わせることをいう。
- ⑧ 「業務担当者」とは、エレベーターの保守・点検に関する社内資格、法定検査の公的資格（昇降機検査資格者等）などの資格を保有するとともに、本エレベーターと同型又は類似のエレベーターの保守・点検実績を有し、本件業務の主たる業務（本件業務のうち、現場で行う保守・点検作業をいう。以下同じ。）を現場において担当する者をいう。
- ⑨ 「代替要員」とは、受託者の業務の都合上やむを得ない場合に限り、一時的に、業務担当者に代わって本件業務の主たる業務を現場において行う者をいう。この場合において、業務担当者に求められる資格及び実績を有していること。

6 本契約の対象となるエレベーター及び契約方式等

- （1） 本契約の対象となるエレベーター及びその契約方式は、別表1のとおりとする。
- （2） 委託者は、本エレベーターの遠隔監視、遠隔点検又は法定検査等を受託者に委託することができるものとし、本契約に係るそれぞれの委託の有無は、別表1のとおりとする。

7 業務内容等

別紙仕様明細書のとおり。

8 受託者の責務

本契約に基づく受託者の責務は、次のとおりとする。

- ① エレベーターの保守・点検をする者として一般に要求される程度の注意（善管注意）をもって本件業務を行うこと。
- ② 本件業務を業務担当者等に行わせること。
- ③ 業務担当者又は代替要員を、緊急時を除き、主たる業務の作業に従事させ又は立ち会わせること。
- ④ 本件業務の結果を後記13の定めに従い、文書等により委託者に対して報告すること。
- ⑤ 安全な運行に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、速やかに委託者にその旨を伝えるとともに、必要に応じ当該エレベーターの製造業者にその旨を伝えること。

9 委託者の責務

本契約に基づく委託者の責務は、次のとおりとする。

- ① 受託者が使用上の注意事項を提示したときは、その事項を遵守し、本エレベーターを安全に運行させるよう努めること。
- ② 本エレベーターに運行上の不具合が発生したことを確知した場合は、速やかに当該エレベーターの使用中止その他の必要な措置を講じるとともに、直ちに受託者にその旨を連絡するものとし、独自の判断によって機器類に手を加えないこと。

- ③ 受託者に本エレベーターの本件業務を行わせるに当たって、受託者が必要とする作業時間及びエレベーターの停止期間の確保、かつ情報の提供に協力するとともに、受託者が安全に本件業務に従事することができるよう配慮すること。
- ④ 受託者に法定検査等を委託したときは、法定検査等の業務を十分に行うことができるよう作業時間及びエレベーターの停止期間の確保に協力すること。

10 作業時間帯

- (1) 受託者が現場にて行う本件業務の作業時間帯は、本エレベーターの故障・事故等が発生した場合を除き、委託者の通常営業日及び通常業務時間内に行うものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、受託者は、委託者の求めに応じて通常営業日及び通常業務時間外に作業を行うことができる。ただし、通常営業日及び通常業務時間外における作業の委託業務費は、委託者と受託者が協議して別途定めるものとする。

11 受託者所有機器等

- (1) 受託者は、本業務を実施するため、現地の状況に応じて、受託者所有の機器・部品・備品・電話回線等（以下「受託者所有機器」という。）を対象昇降機又は建物に設置するものとする。なお、設置にあたっては、本エレベーター又は建物に配線等を施すことができるものとする。
- (2) 受託者所有機器の設置費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の責めに帰すべき事由又は委託者の意向による受託者所有機器の修理、取替等に要する費用は、委託者の負担とする。
- (3) 委託者は、受託者の書面による承諾なしに次の行為を行うことはできないものとする。
 - ① 受託者所有機器を設置場所から移動すること。
 - ② 受託者所有機器を第三者に譲渡、転貸等の処分行為を行うこと。
 - ③ 受託者所有機器の分解、修理、改造を行うこと又は第三者に行わせること。
- (4) 委託者は、受託者所有機器に障害又は故障が生じたことを知った場合、ただちに受託者に通知するものとする。
- (5) 受託者は、本契約が終了したときは、受託者所有機器を速やかに撤去し、委託者は受託者による撤去のための建物の立ち入りや撤去工事を承諾するものとする。この場合において、受託者は、撤去工事を行うときは、委託者に対して事前に通知するものとする。
- (6) 受託者所有機器の撤去費用は受託者の負担とし、撤去工事に伴って通常生じる建物の修復に要する費用は委託者の負担とする。ただし、本契約の終了が受託者の責めに帰すべき事由による場合は、撤去工事に伴う建物の修復に要する費用は受託者の負担とする。

12 業務担当者

- (1) 受託者は、本契約締結後、速やかに、本契約の業務担当者を定め、その氏名及び資格と実績の名称及び内容等を、委託者又は委託者が委託した者に通知しなければならない。ただし、緊急時の業務等、受託者が事前に通知することが困難なときは、業務後、速やかに通知をすることで足りるものとする。
- (2) 本契約の存続期間中において、受託者が業務担当者を変更したときも前項と同様とする。

- (3) 受託者は、受託者の業務の都合上やむを得ない場合に限り、一時的に、業務担当者の代替要員を置くことができる。代替要員を置くにあたっては、受託者は第1項の規定を準用し、その旨を委託者に通知しなければならないものとする。

13 作業報告書等

- (1) 受託者は、本件業務の結果について、委託者に対し文書等で報告しなければならない。
- (2) 受託者は、不具合、事故などに対応したときは、委託者に対し文書等で報告しなければならない。
- (3) 受託者は、委託者の求めがある場合、本件業務の状況について委託者に対し必要に応じた説明をしなければならない。
- (4) 受託者は、本契約締結後に新たに安全な運行に係る技術情報を得た場合は、速やかに委託者に報告しなければならない。この場合、委託者及び受託者は、必要に応じて、その対応について協議を行うものとする。

14 書類の貸与等

- (1) 委託者は、受託者の求めに応じて、本エレベーターに関する次の各号に掲げる書類を受託者に貸与し、又は閲覧させるものとする。
- ① 建築確認・検査の関係図書（建築確認図書に添付された「保守点検の内容」に関する書類を含む。）
 - ② 受託者以外の者が行った、本エレベーターの保守・点検、不具合、事故及び災害に関する過去の作業報告書
 - ③ 法定検査等に関する過去の報告書
 - ④ 欠陥等について製造業者が講じた措置に関する報告書（該当事案がある場合に限る。）
 - ⑤ その他適切に保守・点検の業務を行うために必要な書類（製造業者が作成した保守・点検に関する書類がある場合はそれを含む。）
- (2) 受託者は、前項の書類の貸与を受けた場合において、本契約が終了したとき、別紙仕様明細書の変更等により不用となったとき又は委託者から請求されたときは、当該書類を速やかに委託者に返却しなければならない。
- (3) 委託者は、本契約締結後に新たに安全な運行に係る技術情報を得た場合は、速やかに受託者に提供するものとする。この場合、委託者及び受託者は、必要に応じてその対応について協議を行うものとする。

15 代金の請求

契約料金の請求については、毎月月末に締め切り、当月分の支払請求書を福井労働基準監督署分、福井公共職業安定所分に分けて作成し提出すること。

請求書の宛名は「支出行 福井労働局長」とすること。

16 その他

この仕様書に定めのない軽微な事項が発生した場合は、当局担当者と協議のうえ対処すること。